

充実の補償内容と安心のサポート

自動車共済



相手への賠償

賠償共済

示談交渉
サービス付

たとえば…
事故で他人に
ケガを負わせ、
相手自動車も
壊れた!



ご自身と ご家族の補償 傷害共済

人身傷害共済
搭乗者傷害共済

たとえば…
事故で
同乗した家族が
ケガをした!

事故解決まで責任を
もって対処します



お車の補償 車両共済

補償範囲により3タイプ
から選択できます

たとえば…
当て逃げされた!
運転ミスで車を
壊した!



たとえば…
バッテリーが
あがった、路上で
バンクした!

プラスの安心 その他の 補償・特約

弁護士費用特約ほか

たとえば…
家族が横断中
信号無視のバイクに
はねられた!



自動車共済 ロードサービス

0120-80-6324

24時間・365日
(専用デスク)



今すぐお電話を! お見積もり無料です!!

お見積もりの際には、現在ご契約の自動車保険証券等をお手元にご用意ください。



西日本自動車共済

相手への賠償

他人にケガをさせたり、他人の家やモノを壊してしまったとき



対人賠償共済

自動車事故により、歩行者や他のお車に乗車中の方など他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、被害者1名ごと、ご契約金額を限度に対人賠償共済金をお支払いします。(ただし、自賠償共済(保険)で支払われる部分を除きます。)



対物賠償共済

自動車事故により、他人の財物(自動車・家屋・家財・商品等)を損壊し、法律上の損害賠償責任を負った場合に、1事故につき、ご契約金額を限度に対物賠償共済金をお支払いします。



無料 示談交渉サービス

人身事故・物損事故とも、相手方への賠償金のお支払いに関する交渉は当組合にお任せください。



! お客さまに法律上の損害賠償責任がない場合など、当組合が示談交渉をすることができない場合があります。

オプション 臨時費用特約

ご契約者に損害賠償責任がある対人賠償事故で、被害者が死傷されたとき、見舞費用等として共済金をお支払いします。



オプション 対物超過修理費用特約

対物賠償共済金が支払われる事故で、事故相手のお車の修理費が時価額を超える場合に、時価額を超過する修理費用について50万円を限度に過失割合に応じて共済金をお支払いします。



ご自身とご家族の補償

事故により、ご契約者やそのご家族が死傷されたとき



人身傷害共済

自動車事故により、ご契約のお車または「他の自動車」に搭乗中や、歩行中に死傷された場合、普通共済約款(別紙)「人身傷害条項損害額基準」に基づき算出された共済金をお支払いします。お支払い対象となる事故の範囲は、お選びいただくご契約タイプ(下表)によって異なります。

① ご契約者ご本人やそのご家族の歩行中の事故でも補償

○：補償します ×：補償しません

	共済金をお支払いする事故	ご契約のお車に搭乗中の事故	他のお車に搭乗中の事故 (借用車)	歩行中などの自動車事故
ご契約のタイプ				
基本補償		○	○	○
ご契約車搭乗中のみ補償(※)		○	×	×

※法人契約は、「ご契約車搭乗中のみ補償」タイプのご契約となります。

② 人身傷害共済で、ご契約者の過失分も含めて全額補償

自動車事故で負ったケガなどの総損害額(総損害額の決定は人身傷害条項損害額基準に基づき、当組合で行わせていただきます。)を、ご契約金額の範囲内でまとめて補償します。

③ 事故相手との面倒な交渉は不要

示談交渉の経過や結果に関係なく、当組合がご契約者の総損害額に対し直接、共済金をお支払いします。

搭乗者傷害共済

ご契約のお車に搭乗中の方(運転者を含みます。)が事故により、事故発生日からその日を含めて180日以内に死傷されたり、身体に後遺障害が生じた場合に共済金をお支払いします。

※医療共済金は「部位・症状別払」となります。



自動車付 自損事故傷害特約

電柱などとの衝突、崖からの転落など、ご契約のお車の運転者・同乗者が死傷された場合で、自賠償共済(保険)や人身傷害共済から補償が受けられない場合に共済金をお支払いします。

自動車付 無共済車傷害特約

相手が不明、無共済(無保険)自動車との事故で、ご契約のお車の運転者・同乗者が死亡または後遺障害が生じた場合で、相手の方から十分な補償が得られない場合に共済金をお支払いします。

マークの説明

New 平成27年10月1日改定で変更または、新設された補償

自動車付 自動的にセットされます。

! 注意事項

個人 個人契約

オプション ご希望によりセットできます。

! 免責事由

法人 法人契約

自家用8車種 自家用8車種に適用されます。

ノンフリート契約 1ご契約者で所有・使用のお車を1台~9台ご契約のお客さまに適用されます。

自家用3車種 自家用3車種に適用されます。

二輪・原付 二輪・原付に適用されます。

自家用乗用車			自家用小型貨物車	自家用軽四輪貨物車	自家用普通貨物車 (最大積載量0.5t以下)	自家用普通貨物車 (最大積載量0.5t超2t以下)	特種用途自動車 (キャンピング車)
普通	小型	軽四輪					
自家用3車種							
自家用8車種							

お車の補償

ご契約のお車が事故で壊れてしまったとき



車両共済

衝突・接触等の偶然な事故により、ご契約のお車に損害が生じた場合に共済金をお支払いします。

車両共済でお支払いの対象となる事故の範囲は、3つのご契約タイプからお選びいただけます。

○：補償します ×：補償しません

共済金をお支払いする損害	ご契約タイプ		
	一般車両	車対車+危険限定	車対車
車同士の事故 (衝突・接触)	○	○ (条件付)	○ (条件付)
積載物との事故 (衝突・接触)	○	○ (条件付)	○ (条件付)
自転車との事故 (衝突・接触)	○	×	×
飛来中・落下中の他物との衝突	○	○	×
火災・爆発	○	○	×
盗難	○ (注)	○	×
落書・いたずら・窓ガラスの破損	○	○	×
台風・たつ巻・高潮・洪水	○	○	×
墜落・転覆	○	×	×
あて逃げ (相手車不明)	○	×	×
車庫入れ失敗	○	×	×
電柱・ガードレール 衝突・接触	○	×	×

(条件付) 事故相手の自動車の登録番号等、所有者、運転者等が確認できた場合に共済金をお支払いします。

(注) ご契約のお車が二輪自動車および原付バイクの場合、盗難による損害に対して共済金をお支払いしません。

車両無過失事故に関する特則 New

自動車との衝突、接触による事故が一方的な被害事故と当組合が判断した場合、またはご契約のお車の運転者および所有者の方に過失がなかったと確定した場合は、車両共済金をお支払いしても次年度ご契約のお車の等級や事故有係数適用期間に影響しません。

※ただし、「相手自動車」「相手自動車の運転者または所有者」が確認された事故に限ります。

オプション 事故・故障時代車費用特約 New

事故、故障またはトラブルにより走行不能となりレッカーけん引・搬送されたり、または事故により損害が生じた場合で、修理などでご契約のお車をご使用できない所定のお支払い対象期間のレンタカー費用を共済金としてお支払いします。

その他の補償・特約

ご契約のお車が走行不能になってしまったとき、臨時借用自動車を運転中に事故を起こしてしまったとき、など

事故、故障などで走行不能になったときの特約

自動車 ロードアシスタンス特約 New 自家用8車種

ご契約のお車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となったことにより発生するレッカーけん引・搬送費用および応急処置費用に対し、15万円を限度に共済金をお支払いします。

借用、代替自動車による事故の補償に関わる特約

自動車 他車運転特約 個人 自家用8車種

ご契約者とそのご家族が、他人の自動車を臨時に借用して運転中に生じた事故による損害・傷害に対し、ご契約者の自動車共済契約からご契約のお車を運転中の事故と同様の契約条件で共済金をお支払いします。



自動車 臨時代替自動車特約 法人

ご契約のお車を車検・修理・点検整備等のため修理工場等に入庫の間、代替自動車を運転中に生じた損害・傷害に対し、ご契約のお車の条件で共済金をお支払いします。



原付バイクによる事故の補償に関わる特約

オプション 原付バイク特約 個人 自家用8車種 バイク引継ぎ契約

ご契約者とそのご家族が125cc以下の原付バイク(借用原付を含む)を運転中の事故について、ご契約の自動車共済契約から共済金をお支払いします。

※2つのご契約タイプ(人身傷害あり・人身傷害なし)のいずれかをお選びいただけます。



ご契約車の入替時の補償に関わる特約

自動車 被共済自動車の入替自動補償特約

ご契約のお車を廃車・譲渡等により新規取得自動車へと入れ替える際、入替自動車の取得日の翌日から30日以内に当組合への入替の承認請求を行うなど所定の条件をみたした場合には、入替自動車をご契約のお車とみなして共済金をお支払いします。

被害事故による損害賠償請求費用等に関わる特約

オプション 弁護士費用特約

当組合がお客さまに代わって示談交渉ができないときなどにお役に立ちます。

ご契約者が自動車事故により身体や所有財物*への被害を受けた場合、法律上の損害賠償請求のために弁護士等費用や法律相談費用を負担した場合に共済金をお支払いします。

※ご契約のお車以外の業務用財物および業務に関連し受託した財物は共済金のお支払い対象外となります。



ご注意

各共済および特約では、ご契約の引受方法、契約条件、共済金お支払いの条件およびお支払い金額、共済金をお支払いできない場合(免責事由)などが定められております。ご契約の際には、「ご契約のしおり」「重要事項説明書」でご確認いただき、ご不明な点は必ず共済代理所へおたずねくださいますようお願いいたします。

運転者の範囲に関わる特約

【オプション特約】

ご契約のお車が自家用3車種、二輪・原付バイクの場合、運転者の範囲に関わる特約をご希望によりセットすることができます。

運転者年齢条件特約

自家用3車種
二輪・原付

●記名被共済者が個人のご契約の場合

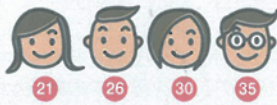
次の①～⑤までのいずれかに該当する方のうち、共済証書記載の運転者年齢条件に該当する方が運転中の事故の場合に限り共済金をお支払いします。

①記名被共済者 ②記名被共済者の配偶者 ③記名被共済者またはその配偶者の同居の親族 ④①～③までの方の業務(家事を除きます)に従事する使用人 ⑤ご契約のお車の所有者が法人である場合で、記名被共済者がその法人の役員となっているときは、その法人の業務に従事する使用人

●記名被共済者が法人のご契約の場合

共済証書記載の運転者年齢条件に該当する方が運転中の事故の場合に限り共済金をお支払いします。

原付バイクの場合は、記名被共済者が個人・法人の別を問わず「年齢を問わず補償」または「21歳以上補償」のいずれかになります。



運転者家族限定特約

個人 自家用3車種

お車を運転中の事故で、記名被共済者とその一定範囲のご家族が運転される場合に限り共済金をお支払いします。

運転者本人・配偶者限定特約

個人 自家用3車種

お車を運転中の事故で、記名被共済者とその配偶者の方が運転される場合に限り共済金をお支払いします。

自動車共済ロードサービス

ご契約のお車の用途車種が自家用8車種のお客さまにはロードサービスを提供します。専用デスクへご連絡ください。

ロードサービスのご利用条件など詳しくは「ロードアシスタンス利用規定」をご覧ください。共済代理所までおたずねください。

自動車共済ロードサービス
〈専用デスク〉24時間365日

0120-80-6324

※携帯電話からでもご利用いただけます。



事故処理サービス拠点

西日本地区に22箇所のサービスセンターを設置しております。サービスセンターに配属の事故処理専門職員が、ご契約者の事故受付、相談、共済金(自賠責共済金も含む)請求関係書類の取り揃え、作成、示談交渉を行い、責任をもって事故の解決にあたります。

自動車共済事故受付サービス
専用フリーダイヤル 24時間365日

0120-242-365

※いつでも、全国どこからでもご利用いただけます。



西日本自動車共済協同組合

本部：〒812-0007福岡市博多区東比恵2-15-25

TEL：092-441-5901 FAX：092-441-5907

お客さま相談室：092-235-3355 受付 午前9時～午後5時
(土日祝祭日及び12/29～1/3を除く)

ホームページ：http://nishijikyoo.com/



共済金をお支払いできない主な場合(免責事由)

日本国外で発生した事故による損害・傷害	各共済共通
地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害・傷害	
ご契約のお車を競技・曲技に使用中、または競技・曲技を目的とする場所で使用中に生じた損害・傷害	対人賠償共済 対物賠償共済
ご契約者・記名被共済者・被共済者等の故意により生じた損害	
台風・洪水・高潮により生じた損害	対人賠償共済 対物賠償共済
無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等運転で生じた損害・傷害	人身傷害共済 搭乗者傷害共済 車両共済
ご契約者・被共済者・共済金を受け取るべき方の重大な過失により生じた損害・傷害	
記名被共済者、被共済者もしくはご契約のお車を運転中の方の父母・配偶者・お子さまの死傷により生じた損害	対人賠償共済
記名被共済者、被共済者もしくはご契約のお車を運転中の方の父母・配偶者・お子さまが所有・使用する財物に生じた損害	対物賠償共済
被共済者の闘争行為・自殺行為・犯罪行為等により生じた損害・傷害	人身傷害共済 搭乗者傷害共済
被共済者の脳疾患、疾病または心神喪失により生じた損害	
被共済者がご契約のお車以外の自動車に競技・曲技のために搭乗中、もしくは競技・曲技を目的とする場所で搭乗中に生じた損害	人身傷害共済
詐欺・横領による損害	車両共済
ご契約のお車の故障損害、欠陥・磨滅・腐しよく・さびその他の自然の消耗	
タイヤの単独損害	
ご契約のお車から取り外された部分品・付属品の損害、ご契約のお車に定着されていない付属品の損害	
法令で禁止されている改造をした部分品・付属品に生じた損害	



その他重要事項

ご契約に際してご案内

このパンフレットは、自動車共済の概要を記載したものです。ご契約の締結にあたっては必ず「ご契約のしおり」「重要事項説明書」をお読みください。また詳しくは、共済代理所または当組合までおたずねください。

組合加入について

当組合の組合員として加入できる方は、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業、その他の事業を行う小規模の事業者および小規模の事業者で構成する団体等となっております。自動車共済契約をご契約いただける方(共済契約者)は、当組合の組合員に限られます。ただし、中小企業等協同組合法に定める範囲内で組合員以外の方もご契約いただけます。

自動車共済をはじめてご契約の場合は、ご契約に際して以下の出資金または員外利用料をお払い込みいただけます。出資金および員外利用料は、ご契約いただくお車の台数に関係ありません。

●組合員資格者の場合……………出資金(1口1,000円)

●組合員資格者以外の場合……………員外利用料

信用リスクについて

当組合は、当組合が会員となっている「全国自動車共済協同組合連合会」と再共済契約を結ぶことにより、リスクの分散体制をとっています。当組合は、異常災害等の事由により損失金を補てんできなかったときは、総代会の議決を経て、共済金を削減または共済掛金を追徴する場合があります。

●お問い合わせ先(共済代理所)

鷹之江自家用自動車協会

06-6682-4956

(FAX) 06-6682-2519